

## 利用にあたって

### 1 調査の目的

2008年漁業センサスは、漁業の生産構造を明らかにするとともに、漁村、流通・加工業等の漁業の背景の実態を総合的に把握し、漁業構造の改善等水産行政諸施策の基礎資料を整備することを目的として実施した。

### 2 調査の体系

調査の種類	調査の対象	調査の組織	調査の期日
海面漁業調査	海面に沿う市町及び漁業法第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市町（以下「沿海市町」という。）の区域内に所在する漁業経営体	農林水産省   都道府県   市区町村   調査員	平成20年 11月1日 現在

### 3 調査の方法

調査員が調査票を配布し、調査客体が自計申告する方式による。

### 4 調査の定義及び約束事項

#### (1) 海面漁業調査

##### ① 漁業経営体

漁業経営体とは、調査期日前1年間（平成19年11月1日～平成20年10月31日。以下同じ）に、海面において利潤又は生活の資を得るため、生産物の販売を目的として水産動植物の採捕又は養殖を行った経営体（世帯及び事業所）をいう。ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。

##### ② 経営組織

漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。

##### ア 個人経営体

個人で漁業を自営する経営体をいう。

##### イ 団体経営体

個人経営以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産組合、共同経営、その他に区分している。

##### ウ 会社

会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に基づき設立された株式会社、

合名会社、合資会社及び合同会社をいう。

なお、旧有限会社は株式会社として会社を含む。

エ 漁業協同組合

水産業協同組合法（以下「水協法」という）に基づき設立された漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。

オ 漁業生産組合

水協法に規定する漁業生産組合をいう。

カ 共同経営

二人以上（法人を含む）が、漁船又は漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で管理運営したものをいう。

キ その他

上記以外のものをいう。

③ 経営体階層

漁業経営体が「過去1年間に主として営んだ漁業種類」又は「過去1年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法により決定した。

ア 過去1年間に主として営んだ漁業種類（販売金額1位の漁業種類）によって決定した経営体階層

大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖の各階層

イ ア以外の階層の決め方

上記「ア」以外の経営体は、使用漁船の種類及び使用動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船1トン未満から動力漁船3,000トン以上の階層までの16経営体階層を決定した。

④ 漁業層

ア 沿岸漁業層

漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網、及び海面養殖の各階層を総称したものをいう。

イ 中小漁業層

動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を総称したものをいう。

ウ 大規模漁業層

動力漁船1,000トン以上の各階層を総称したものをいう。

⑤ 漁 船

過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほかに付属船を含める。付属船とは、例えばまき網漁業の灯船、魚群探索船、網船等をいう。

ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに使用する船、買いつけ用の鮮魚運搬船）は除く。

⑥ 経営体の専兼業

ア 専 業

個人経営体（世帯）として、過去 1 年間の収入が自営漁業からのみあった場合をいう。

イ 第 1 種兼業

個人経営体（世帯）として、過去 1 年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。

ウ 第 2 種兼業

個人経営体（世帯）として、過去 1 年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業以外の仕事からの収入の合計が自営漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。

⑦ 基幹的漁業従事者

個人経営体の世帯員のうち、満 15 歳以上で自営漁業の海上従事日数が最も多い者をいう。

⑧ 自営漁業の後継者

満 15 歳以上で、過去 1 年間に漁業に従事した者で、将来自営漁業の経営主になる予定の者をいう。

⑨ 漁業就業者

満 15 歳以上で過去 1 年間に漁業の海上作業に年間 30 日以上従事した者をいう。

⑩ 新規漁業就業者

過去 1 年間に漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、

- ・ 新たに漁業を始めた者
- ・ 他の仕事の主であったが漁業が主となった者
- ・ 普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった者

のいずれかに該当する者をいう。

なお、個人経営体の自営漁業のみに従事した者については、前述のうち海上作業に 30 日以上従事した者を新規就業者とした。

⑪ 漁業種類

ア 主とする漁業種類

漁業経営体が過去1年間に営んだ漁業種類のうち主たる漁業種類をいい、漁業種類を2種類以上営んだ場合、販売金額1位の漁業種類をいう。

イ 営んだ漁業種類

漁業経営体が過去1年間に営んだすべての漁業種類をいう。

5 数値について

(1) 数値について

数字の単位未満は原則として四捨五入した。したがって、合計の数字と内訳の計が一致しない場合もある。

(2) 統計表に使用した符号

統計表に使用した符号は次のとおりである。

「－」……事実のないもの

「X」……秘密保護上統計数値を公表しないもの